

戦前の東京高等師範学校における教科教育法（英語教授法）の教授状況について — 教授法の担当者と授業内容を中心として —

A Study on Teaching Conditions of “English Language Teaching Methods” in English Teachers’ Training Course at Tokyo Higher Normal School Before the World War II

古 家 貴 雄 *

FURUYA Takao

ABSTRACT

This paper aims to clarify the teaching conditions of the class, “English language teaching methods” in English teachers’ training course at Tokyo higher normal school before the World War II. The reason why I study higher normal school is that only that school required students to take the class of English teaching methods and teaching practicum for getting a teacher’s license in the scene of English language teacher education then.

The things I clarified in this paper were the following three points: first, in what systems of teaching curriculum “the English language teaching methods’ classes were executed in Tokyo higher normal school, second, what persons having what kinds of qualification were in charge of that classes there, and third, what kinds of teaching content that classes involved.

In conclusion, teachers of the attached junior high school of Tokyo higher normal school were in charge of the classes, “English Language teaching methods” and teaching content of the classes may be including mainly several kinds of teaching approaches and their history of English education.

キーワード：教員養成、中等学校、英語教授法、高等師範学校

I. はじめに

本論は、戦前の英語の教員養成における教授法、現代の英語教員の免許法における英語科教育法の教授内容と教授実態を明らかにすることを第1の目的とする。後述するが、戦前の特に中等学校の教員養成においては、教科教授法や教育実習が正課の教授科目として設けられていたのが、所謂教員養成のための目的学校であった高等師範学校のみであった。そこで、特に資料面が豊富で教授法担当者を比較的明らかにし易かった東京高等師範学校を対象にして論述を行なうこととする。

さらに、本論において、戦前の教授法の実態を明らかにすることについてもう1つの目的が存在する。それは現代の英語教員の免許取得要件において実際の教師に必要な能力として比較的必須修得単位数が少ないと見られている教授法、教科教育法に類する科目が戦前にはどのような状態であったのかを把握することである。つまり戦前の養成制度における免許資格要件が戦後に引き継がれているのかを確認してみたい。それにより本稿の研究を現代の英語教育的な問題に繋げたいと考えた。

現在の英語の教員免許の要件を規定する教員職員免許法（並びに同施行規則）は、制度的には1949年（昭和24年）に成立して以来、その形はほとんど変わっていない（1998年の同法律の一部改正に「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の履修の割合は変わったが）という実態があり、

* 言語文化教育講座

特に中学校と高等学校の教科の指導法に関する科目（いわゆる英語科教育法）の要求単位は、この法律の成立当初は3単位で、その後2単位の状況が長く続いた（1998年の本法律改正によって中学校1種で最低6単位が必須となったが、なお高校1種取得のためには教科法の履修は2単位で済む（村野井, 2001, pp. 8-9））わけだが、こうした英語教師の免許取得に必要な科目履修の構成、特に英語教授法の比較的少ない履修必要単位数は、一体どの時代から始まったのかという疑問がある。おそらく、それは戦前の教育制度まで遡らないとわからないだろうと予測される。そこで、戦前の特に英語教授法の英語教員養成のためのカリキュラムの中での位置づけを研究することは意味ことであるだろうと考えた。

以上の2つの研究目的を対象として、概ね以下の3点を本稿で明らかにしていく。

- ①東京高等師範学校において、英語教授法はどのような学科目のシステムの中で行なわれていたのか。
- ②東京高等師範学校において、英語教授法はどのような者が担当していたのか。
- ③東京高等師範学校において、英語教授法はどのような教授内容であったのか。

II. 高等師範学校における教員養成教育の状況

戦前の中等学校の教員養成については、初等学校の教員養成と比較していくつかの特徴があった。それは例えば、①様々なルートから教員の供給があり、養成システムに関し、初めから開放的側面があった、②教授法などの授業に関する実践的力量よりも、教科の内容に関する知識の訓練に重きが置かれていた、また、そういう教える教科の専門的知識の科目の履修によって免許が与えられた、などである（寺崎, 1983）。

ここで疑問に思うのは、では、中等学校の教員養成機関においては、教師の授業力、実践的力量についてはどのように養成・教員を受けていたのかという点である。

実は、英語を含む中等学校の教員養成に関して、授業的力量の養成科目、具体的には教授法と教育実習をカリキュラムに組んでいた教育機関は、冒頭で述べた通り、教員の養成を目的としていた目的学校の高等師範学校、女子高等師範学校のみであった。そこで、本論では、主に資料が多く現存する東京高等師範学校の状況を主に取り上げることとする。

戦前の東京高等師範学校英語科の沿革とその教育的特徴に軽く触れると、東京高等師範学校は、1886年（明治19年）に開設されたが、英語科が専修科として置かれたのは1895年（明治28年）で、英語学部として成立したのが1898年（明治31）年であった。最初は予科1年、本科3年の4年制教育機関であったが、1915年（大正5年）より予科が廃止され、本科だけの4年制になった。長い期間、英語教育のエリートを多数多く輩出し、中学校教員として地方のリーダーとなって活躍する者も多かった。そして、そこでの教育にはいくつかの特色があった。まず第1に、英語の専門については英文学や英語学、特に英文学の講読が授業の中心であったこと、第2に、基本的に多くの授業は英語で行われたこと（「当時はパーマーのダイレクト・メソッド全盛の時代である。青木先生も寺西先生と共に授業は全部英語で行われた」（横川信義氏の回想『青木先生を偲ぶ』1987, pp. 180-181より））、第3に、英語の授業力の育成のため附属中学校での実習が大きくその影響力を与えていたことである。この第3点目については、学生の授業の育成を特徴づけることとして、当時の附属中学校での授業が主にオーラルで行われる授業で新教授法と呼ばれ、ここでの卒業生が地方でオーラルを中心にした独自の英語教育実践（例えば福島プラン）を行うことで、結果的に日本の英語教育に大きな影響を与えていたことが挙げられる（田中, 2012）。

ここで少し東京高等師範学校附属中学校英語科の実践の教授法的位置づけについて述べておくと、

例えば石橋（1958）は、英語教授法変遷の概観の中で、英語教授法の歴史を次の3期に分けているが、例えば、第1期は、英学が始まった幕末から明治26、27年頃までで、漢文学習の手法が直訳式に用いられていて、教授法の改良に関する理論がほとんど現れていない時期、第2期は、日清戦争後から大正11年頃までで、この時期は英語教授に関する種々の意見が現れ始め、いわば英語教授界覚醒の時期ではあるが、実際現場での教授法に影響を与えなかった、いわば理論のみの時代、第3期は、パーマーが来朝した時期から終戦までで、我が国の教授法の先覚者が唱道した理論がパーマー来朝を機に実践に移され、理論と実践とが相提携し始めた時期、である。この時代区分を反映させた時、東京高等師範学校附属中学校で、オーラルを中心とした新教授法の実践が始まったのが、第2期の終わりから第3期ということになる。

附属中学校にオーラル中心の新教授法を導入したのは岡倉由三郎であった。彼は明治38年に3年間の英語および英語教授法研究のためのドイツ・イギリス留学を終えて帰国すると、英語教育家として活躍し（『外国語最新教授法』（明治39年）や『英語教育』（明治44年）の著述を出版）、大正14年まで東京高等師範学校の英語科を主宰し、新教授法の先駆として、その指針と訓練とによって多くの教員を育てあげた（福原，1978）。また彼自身が独創の教案によって附属中学校の授業を試み、それがその後の附属中学校の授業の基本的な形となったのである。

東京高等師範学校の英語科のカリキュラムの中には、英語の専門として英文学や英語学の授業があった。それらは各学年週14～15時間であった。さらに教育学という領域の授業の中に教授法と教育実習、つまり実地授業があった。この両者は直接学生の英語授業力を養成するのが目的の科目であり、最終学年の4年生に行われたが、カリキュラム上、教授法は4年の1、2学期に行われ、教育実習は4年の3学期まるまるその期間に当てられていた。

Ⅲ. 高等師範学校における英語教授法の担当者とその教授内容について

ではこれから、英語の教員養成において、現在の視点で言えば、授業を実際に行う際の教員の資質や能力に重要な科目として考えられている英語教授法が戦前に高等師範学校でどのような担当者によって、どのような内容で指導されていたかについて詳しく述べたい。

実は、高等師範学校で行われた英語教授法については、誰がどのような内容で英語教授法の授業を担当したのかという事実は実はよくわかっていない。東京高等師範学校においても同様である。そこで、できるだけ多くの文献や資料から英語教授法への言及を拾い出し、本論で明らかにすべき②東京高等師範学校において英語教授法はどのような者が担当していたのか、と③東京高等師範学校において、英語教授法はどのような教授内容であったのか、について述べていく。なお、広島高等師範学校の英語教授法の授業の担当者とその内容は判明しなかった。定宗數松が担当したこの授業を可能性があるかとも思ったが、松村（1979）によれば、定宗は、高等師範学校の授業では、シェイクスピア、ラム、ペイター、モームなどの作品を取り上げたと述べられ、兼職であった文理科大学において教授法、日本英学発達史・英語教育論、英語教授法概論、などを担当したと述べられている。

東京高等師範学校における授業担当者について記された基本的文献は、各年度版の『東京高等師範学校一覧』あるいは、昭和四年版からは『東京文理科大学 東京高等師範学校一覧』である。昭和八年から十四年版の後者の資料を見る限り、「六. 職員」に掲載されている英語関係者の担当科目を見ると、日本人専任教員の場合「英語」、「英語・音声学」、「英文学」「英語・英文学」などの担当としての記述しかなく、毎年「教授法」の担当者が誰なのかはわからなかった。唯一、昭和13年度に外国人臨時講義嘱託としてアルバート・シドニー・ホーンビーが「英語教授論」を担当したとの

記録があるだけである。

そこで、英教授法の担当者に言及した文献を出来るだけ探した。言及のあった文献として、以下の種類のものがあった。

- ①福原（監修）（1978）『ある英文教室の100年』大修館
- ②高梨（1985）『英語の先生、昔と今—その情熱的先駆者たち』日本図書ライブ
- ③伊藤健三先生喜寿記念出版委員会（編）（1994）、『現代英語教育の諸相』研究社出版
- ④「石橋幸太郎先生追悼文集」刊行会（1980）『追悼 石橋幸太郎先生』
- ⑤隈部直光・隈部直光教授古稀記念論集編集委員会（2002）、『21世紀への英語教育への提言と指針』開拓社
- ⑥『青木常雄先生を偲ぶ』刊行会（1987）『青木常雄先生を偲ぶ』リーベル出版

さらに、2009年8月に東京高等師範学校卒業生の廣瀬和清氏に高師文三時代の学生生活インタビューを行なったので、その情報も踏まえ、英語教授法の担当者その他について述べていきたい。

まず、確実に英語教授法の担当者であったと文献に記録が残る人間は、次の4人であった。それは年代順に神保格、村岡博、中山常雄、青木常雄である。

神保格については、福原（1978, p. 84）に、大正9年の高師英語部の講義の講師名、週時間、テキスト名が挙げられていて、本科3年（最終学年）の箇所、「神保格 1 英語教授法（口述及び実習）」と載っている。また、本書の60ページに神保は大正11年まで附属中の英語科主任を務めたとあるので、当時、附属中学校の英語科主任に立場で教授法の授業を担当していたことになる。

次に、村岡博については、彼が教授法の担当をしていたという記述が複数見つかった。例えば、福原（1978, p. 290）に東京高師（文三）の4年間に教えを受けた先生と教科書（昭和3年4月～7年3月）が載っていて、村岡博教授 4年 講義「英語教授法」とある。ここの記述で少なくとも昭和3年～7年に村岡が英語教授法を担当していたことがわかる。その他、伊藤（伊藤健三先生喜寿記念出版委員会（編）、1994, p. 357）には、「教授法関係では、〈中略〉授業は、4年のとき、教育実習の前に、附属の村岡（博）先生の講義があり、3年のときA. S. ホーンビー（Hornby）先生の‘Practice Teaching’の演習があり、この2つだけだったと思う」とある。伊藤の高師卒業は昭和14年であるから、昭和13年の教授法担当が村岡だったことになる。さらに、高梨（1985, p. 130）の記述にも、「昭和15年の春、筆者が東京高等師範学校の4年生のときである。最終学年では英語教授法を教わることになっていた。青木常雄先生にでも習うのではないかと思っていたら、附属中学校の英語科主任であった村岡博先生の講義であった」とある。この時の村岡の立場は、大正時代の神保同様、附属中学校の教科主任であった。

次に中山常雄が挙げられる。中山については、2009年8月19日に東京新宿にて東京高等師範学校卒業生へのインタビューを行なった際に、昭和21年（9月）～25年（3月）東京高等師範学校に在籍した元共立女子大教授の廣瀬和清氏からの聞き取りで明らかになった。氏からは当日、様々な高等師範学校での学生生活全般について話を聞いたが、特に英語教授法については、教育実習が4年生のとき、5～7月（昭和24年）に行なわれたが、その年の4月に附属中学校の教員の中山常雄先生が師範学校に来て、4月1ヶ月だけ講義を行なったということであった。中山も当時附属中学校の教諭である。

最後に、青木常雄である。彼については隈部（2002, p. 327）に、「最終学年で、青木（常雄）先生に「英語科教育法」を習った」とある。隈部の最終学年は昭和26年であるから、青木は高等師範学校のその年の「英語教授法」を担当したことになる。ただ、青木は昭和25年に東京教育大学・東京高等師範学校を退官しているので、非常勤講師での担当だったことになる。青木といえば、戦後に『新制中学校英語教授法』や『新制高等学校英語教授法』などの著作があるので、高等師範学校

では当然、英語教授法の担当歴があるかと思っていたが、例えば、『青木常雄先生を偲ぶ』刊行会（1987）の『青木常雄先生を偲ぶ』における卒業生の回想では、青木が主に『サイラス・マナー』や『スケッチブック』などの講読の授業や英作文の授業を担当したという記述のみで、教授法担当についての言及を見つけれなかった。なお、有馬敏行氏が、「高師文三在学中には、（石橋）先生から教科教育法の授業や附属中での教育実習でご指導いただいたが」（「石橋幸太郎先生追悼文集」刊行会、1980, p. 161）と書いているが、有馬氏は昭和14年高等師範学校卒で伊藤健三氏と同じ年度の卒業ということになる。伊藤氏は教授法担当が村岡としているので、石橋が教授法を担当した証拠が得られなかったため、今回の4人には入れなかった。

というわけで、英語教授法の担当者については、高等師範学校の正課のカリキュラムに「教授法」として入っていたが、専任の教員が担当したわけではなく、附属中学校の教員が学校に出向して教えていたと考えられる。実習を担当する附属中学校の教員が担当したわけだから、実習のオリエンテーション的な意味合いもあったのだろうか。

さて、次に英語教授法の内容についての記録についてである。村岡については高梨が「村岡先生は謹厳な方であったから、教授法の講義も真面目なお話ばかりで、熱心にノートをとったはずなのだが、内容は少しも記憶に残っていない」（高梨、1985, p. 130）とか、「石橋幸太郎先生追悼文集」刊行会（1980）の『追悼 石橋幸太郎先生』の中で清水貞助が、「英語科教授法は村岡博先生から二学期に教授法史を教えていただいただけで」（「石橋幸太郎先生追悼文集」刊行会、1980, p. 146）とある。中山については、廣瀬氏によると、内容は完全なる教授法つまり、パーマーのダイレクト・メソッドなどであったということである。青木については、隈部が、「（授業の内容は）勿論オーラル・メソッドの教案作りで、非常に具体的だった。教材を示して、それに対してどういう Oral Introduction を作るか、Explanation はどう行なうかというようなものだった」（隈部 2002, p. 327）と回想している。さらに隈部は、青木の教授法の授業内容についてより具体的に「後に教師になる者としては、英語科教育法が一番為になったのではなからうか。後になって考えれば、パーマーのオーラル・メソッドを忠実に具体化されたものであった。それも、理論よりも、実際の（旧制中学校の）テキストを例にあげて、そのテキストをどのように教えるか、Oral Introduction はどのようにするか、その後には、Test Question は、いくつぐらい、どのようなものをつけるべきか、Explanation は、どのような例文でやって行くのがよいかなど、いずれも実証的であった。説明の例文は、Hop, Step, Jump の鉄則により、易しいものから、やや高度なものまで、少なくとも三つは用意すべきである、と説かれたのが印象的であった」（『青木常雄先生を偲ぶ』刊行会 1987, p. 293）と記述している。

以上述べてきたように、教授法の内容としては、この授業の後の実習の準備の一環としての内容と考えられ、附属中学校の教員が、短期間に英語教授法の概略や歴史を教えた可能性が高い。具体的なテキストも使われなかった。ただ、高等師範学校後半の青木の授業などでは教授法といってもかなり具体的な内容を扱っていることがわかる。

さて、以上、高等師範学校の英語教授法の授業の記録を見てきたが、当時には模擬授業を行う授業は英語教育関係でなかったのだろうかという疑問を持っていると、教授法の授業ではないが、先にも書いた通り、伊藤が3年の時、つまり昭和12年にA. S. ホーンビー (Hornby) 先生の ‘Practice Teaching’ の演習があったと述べている。この授業については『東京文理科大 東京高等師範学校一覽』昭和十三年度版に外国人臨時講義嘱託としてアルバート・シドニー・ホーンビーが「英語教授論」を担当したとの記録がある（東京文理科大学, 1938, p89）。ただし、清水の記述の十二年度版では、職員欄にホーンビーは嘱託という身分で記載されているが、担当科目は英語としか記述されていない（東京文理科大学, 1937, p96）。ホーンビーの英語教育関係の授業については、高梨が、「ホーンビーには1年生のときから教わったが、喜怒を顔色に出さず、淡々と授業を進めるタイプの

教師であった」、「2年生のときに、『英語の6週間』をテキストにして、教生をやった。級友を中学校1年生に見立てて、私たちはかわるがわる教壇に立って、教師の役を演じる。クラスの連中はいずれもみな上手であった。ホーンビー先生は、廊下側の生徒の椅子に腰をおろし、じっと演技を聞きながらメモをとり、実演が終わるたびに立ち上がって批評する。教える自信と実力をつけるのに大いに役立つ授業であったと思う」（高梨, 1985, p. 148）とある。この授業が Practice Teaching という演習を指しているのであろうか。いずれにしても、当時、模擬授業を生徒にさせ、講評をするという演習が高等師範学校で行われていたことがわかる。それゆえに教授法と教育実習の繋ぎの教育という意味でホーンビーがその時代東京高等師範学校で重要な役割を当時果たしていたのだろう。

ところで清水貞助は、『追悼 石橋幸太郎先生』の中で（「石橋幸太郎先生追悼文集」刊行会 1980, pp. 146-147）、服属中での実習の際、石橋幸太郎の授業に驚き、「石橋先生の新教授法にはびっくりした。先生はほとんど日本語を使わず、読本について矢継ぎ早に英語で質問し、生徒はそれに反射的に英語で答えるのであった」と述べ、また、寺西武夫はその著書の中で（1963）、高等師範学校の卒業生たちは、尖端的な音声中心の新教授法と呼ばれるものを当時実践していた附属中学校で教育実習の間指導され、それを覚えて高等師範学校を卒業していくが、赴任した学校において新教授法に対する周囲の「無理解」という厚い壁にぶつかり、最後は力尽きて安易な訳読教授の陣営に降伏せざるを得なくなるのが現状であると述べている。本論でここまで東京高等師範学校の英語教授法の授業状況について述べてきたわけだが、清水と寺西の記述から学生たちの英語の授業力や実践的能力や技術については、師範学校で実施された英語教授法の授業というよりは、むしろ附属中学校での教育実習の方で専ら鍛えられたと推察できる。今後は附属中学の実践についても研究の視野に入れることが必要となるだろう。その研究については稿を改めたいと思う。

IV. おわりに

今回のこれまでの議論で明らかになったことを述べてみたい。

まず、①東京高等師範学校において、英語教授法はどのような学科目のシステムの中で行なわれていたのか、については、高等師範学校のカリキュラムの中では、教授法は「教育学」という範疇の中に入れられ、英語という専門区分ではなかった。これは、現在の英語の免許法の区分、「英語科教育法」が「教職に関する科目」に入っていて、英語の専門に関する科目の入る「教科に関する科目」に含められている形態と同じである。現在の免許法の基本的形態が明治の時代から存在していたことがわかった。また、教授法の授業は高等師範学校の4年次の第1、2学期に週2時間行われていた。

次に、②東京高等師範学校において、英語教授法はどのような者が担当していたのか、については、特にこれは東京高等師範学校のケースであるが、「英語教授法」の担当者は基本的に附属中学校の教諭が師範学校に出向して担当していた可能性が高いこと、したがって授業の位置づけとしては、第3学期に行われる実習（授業練習と言われていた）の事前指導的なものだったのではないかという気がする。

最後に、③東京高等師範学校において、英語教授法はどのような教授内容であったのか、については今回はっきりさせることは出来なかったが、東京高等師範学校 OB の廣瀬氏へのインタビューでは、教授法の紹介ということであった。パーマーの教授法であるオーラル・メソッド、あるいは附属中で行われていた新教授法の紹介などが戦前の中等学校の英語教員養成を研究の対象とするに際し、最も興味があったのが、戦前の中等学校、特に中学校の英語の先生の授業的力量はどこで養成、あるいは訓練されたのであろう、ということであった。可能性としては2つ。1つは、教授法、

英語の場合は英語教授法の教育によってというのがあつた。そのため今回、中等学校の教員養成機関の中で唯一カリキュラムの中に教授法が存在していた高等師範学校を取り上げた。ところが、そこの教授法の扱いは東京高等師範学校文三、英語科では、教育実習の補助的科目に過ぎないことがある程度明らかになつた。そうなると授業的力量形成の可能性の残る1つは、教育実習によってということになる。今後、稿を改めて、附属中学校での高等師範学校の生徒の実習の実態を追及してみたい。

ところで、教員養成論に関しては、これまで、プロフェッショナリズム優先とリベラル・アーツ優先の考え方で対立してきたとの論争が教育学的に存在する。教員養成機関の中で教授法や教育実習が重視される立場は前者であり、軽視される立場は後者となる。日本の教員養成においては免許要件に関して未だ後者優先の傾向がある。授業における教師の意思決定能力が重視されたり、また、教師の教育活動におけるリフレクションが重要視される現在、前者の立場の重要性をさらに反映した教員養成カリキュラムの登場が必要となる。本論では教員養成におけるリベラル・アーツ優先の日本の教員養成における傾向が戦前から戦後まで長く継続してきたことをある程度明らかにできたのではと思つている。

参考文献

- 「青木常雄先生を偲ぶ」刊行会（1987）。『青木常雄先生を偲ぶ』 リーベル出版。
- 福原麟太郎（監修）（1978）。『ある英文教室の100年』 大修館。
- 石橋幸太郎（1958）。「英語教授法大要」『新英語教育講座』 第1巻, 67-211, 研究社出版。
- 「石橋幸太郎先生追悼文集」刊行会（1980）。『追悼 石橋幸太郎先生』 非売品。
- 伊藤健三先生喜寿記念出版委員会（編）（1994）。『現代英語教育の諸相』 研究社出版。
- 隈部直光・隈部直光教授古稀記念論集編集委員会（2002）。『21世紀への英語教育への提言と指針』 開拓社。
- 桜井役（1936）。『日本英語教育史稿』復刻版 文化評論出版。
- 高梨健吉（1985）。『英語の先生、昔と今—その情熱の先駆者たち』 日本図書ライブ。
- 田中沙弥（2012）。「東京高等師範学校出身者による新教授法実践の広がり—『英語の研究と教授』の分析を通して—」『広島教育史学』第3号, 1-26。
- 寺崎昌男（1983）。「教師養成理念と制度の歴史的考察」『教師教育の課題—すぐれた教師を育てるために』 344-355, 明治図書出版。
- 寺西武夫（1963）。『英語教師の手記』 吾妻書房。
- 東京文科大学（1933）。『東京文科大学 東京高等師範学校一覧 自明治八年四月至る明治九年三月』 東京文科大学。
- 東京文科大学（1934）。『東京文科大学 東京高等師範学校一覧 自明治九年四月至る明治十年三月』 東京文科大学。
- 東京文科大学（1935）。『東京文科大学 東京高等師範学校一覧 自明治十年四月至る明治十一年三月』 東京文科大学。
- 東京文科大学（1936）。『東京文科大学 東京高等師範学校一覧 自明治十一年四月至る明治十二年三月』 東京文科大学。
- 東京文科大学（1937）。『東京文科大学 東京高等師範学校一覧 自明治十二年四月至る明治十三年三月』 東京文科大学。
- 東京文科大学（1938）。『東京文科大学 東京高等師範学校一覧 自明治十三年四月至る明治

十四年三月』東京文理科大學。

東京文理科大學（1939）.『東京文理科大學 東京高等師範学校一覧 自明治十四年四月至る明治十五年三月』東京文理科大學。

東京文理科大學・東京高等師範学校（編）（1936）.『創立六十年』東京文理科大學，非売品。

松村幹男（1979）.『覆刻版 日本英學物語 別冊』文化評論出版。

村野井仁（2001）.「英語科教員養成課程の現状とこれから－教員免許法改正で何が変わったのか」『英語教育』第50巻3号，8-10，大修館書店。